

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 21日

名古屋市長 様

提出者

住 所 名古屋市港区昭和町17番地の23

氏 名 東亜合成株式会社 名古屋工場

執行役員工場長 野村 幸司

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 052-611-9815

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東亜合成株式会社 名古屋工場
事業場の所在地	名古屋市港区昭和町17番地の23, 名古屋市港区船見町1番地の42
計画期間	令和6年 4月 1日 ~ 令和7年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	16: 化学工業
② 事業の規模	40,612百万円（当該事業所の製造品出荷額）
③ 従業員数	605人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 引火性廃油 ①アルフォン洗浄溶媒廃液 ⇒中間処理業者に混合エマルジョン化を委託し燃料として再利用 ②ポリマー工場製造工程溶剤 ⇒中間処理業者にエマルジョン燃料化を委託 ③アロニックス工場製造工程溶剤、溶媒廃液 ⇒中間処理業者にエマルジョン燃料化、混合エマルジョン化を委託 ⇒中間処理業者に油水分離を委託し燃料として再利用 ④R&D、試作プラント、技術開発廃液及び試薬類 ⇒中間処理業者に焼却処理を委託 → 熔融処分または埋立 ⑤製品在庫処分 ⇒中間処理業者に焼却処理を委託 → 熔融処分し再資源化

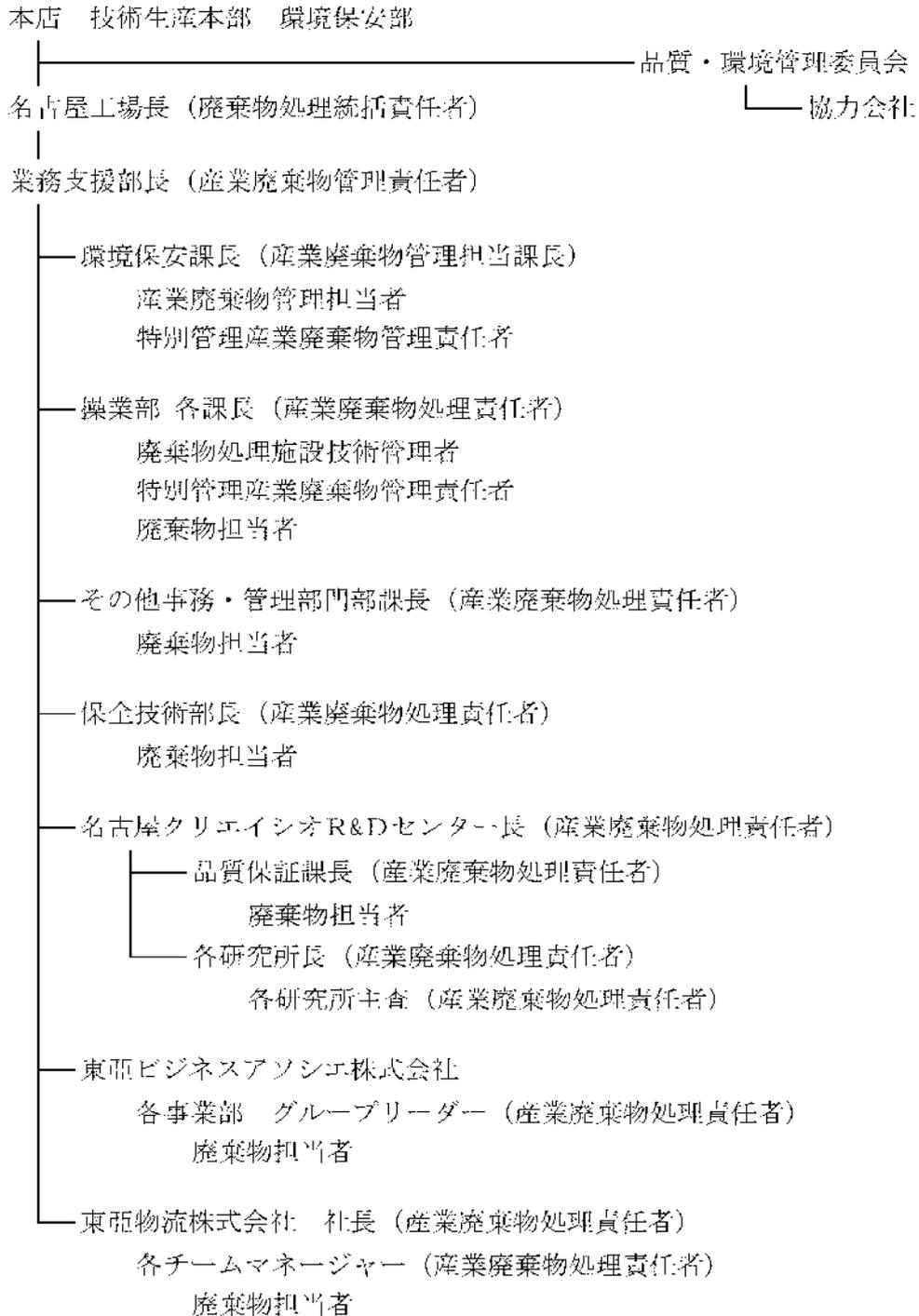
（日本産業規格 A列4番）

	<p>④産業廃棄物の一連の処理の工程</p>	<p>2. 特定有害汚泥 無機課脱水処理施設汚泥及びR & D試薬類 ⇒中間処理業者に焼却処理を委託→埋立処分</p> <p>3. 特定有害廃油 R & D廃液・塩素系溶剤 ⇒中間処理業者に焼却処理を委託→埋立または溶融後再資源化</p> <p>4. 腐食性廃酸 ①R & D廃液、廃棄原料⇒中間処理業者に焼却処理を委託 → 溶融後再資源化 ②R & D廃試薬 ⇒中間処理業者に中和処理または凝集沈殿処理を委託 →埋立 ③鉛蓄電池⇒中間処理業者に中和・破碎・溶融処理を委託 →金属等売却、鋳滓等埋立 ④アロニックス製造工程廃液 ⇒中間処理業者に混錬を委託→焼却後再資源化</p> <p>5. 腐食性廃アルカリ ①R & D廃試薬⇒中間処理業者に中和処理を委託→埋立 ②R & D廃液 ⇒中間処理業者に焼却処理を委託→溶融処理後再資源化 ③廃棄原料 ⇒中間処理業者に中和処理を委託 →焼却後再資源化 ④アロニックス製造工程廃液 ⇒中間処理業者に中和、エマルジョン燃料化を委託 →セメント原料化</p> <p>6. 特定有害廃酸 工場内廃原料及び廃試薬、R & D廃試薬 ⇒中間処理業者に還元・中和処理、分解処理等を委託 →埋立または溶融処理後再資源化</p> <p>7. 特定有害廃アルカリ ①アロニックス製造工程廃液 ⇒中間処理業者にエマルジョン燃料化を委託 ②R & D廃試薬⇒中間処理業者に分解処理を委託→セメント原料化</p> <p>8. 特定有害廃石綿等 飛散性（非飛散性）アスベストを使用している機器の廃棄 ⇒中間処理業者により、機器を解体し、分別。 破碎後、コンクリート固化 → 溶融処理して、原料化</p> <p>9. 感染性廃棄物 診療所廃棄物⇒中間処理業者に焼却処理を委託 → 燃え殻埋立</p>
--	------------------------	---

	④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>10. 廃PCB等、PCB汚染物 低濃度PCB廃油、低濃度PCB汚染物 ⇒中間処理業者により、燃焼処理 →燃え殻埋立。金属部は、再資源化。</p> <p>11. 廃水銀等</p> <p>①金属水銀 ⇒野村興産にて焙焼・精製処理。 →精製後、水銀は、再資源化。焙焼滓は、埋立処分。</p> <p>②水銀試薬 ⇒野村興産にて焙焼処理。水銀製品として再資源化。 →燃え殻埋立。金属部は、再資源化。</p>
--	-----------------	--

産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	別紙のとおり	
	（これまでに実施した取組） ・引火性廃油：製造条件見直しによる発生抑制 有価売却検討 ・特定有害汚泥：安定操業による発生抑制。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	別紙のとおり	
	（今後実施する予定の取組） ・これまでの取り組みを継続。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 産業廃棄物の種類別に保管場所を決め、分別保管しています。 また、廃棄物担当者を各職場に選任し、教育を行い、分別の徹底を図っています。 分別状態に不具合があれば、産業廃棄物管理担当者から各職場の廃棄物担当者を通じて、或いは全社員に直接注意喚起を行っています。		
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 従来の取り組みを継続します。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	別紙のとおり	
		t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		-
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	別紙のとおり	
		t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	別紙のとおり	
	t	t	
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	別紙のとおり	
	t	t	

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

②計画	【前年度（令和5年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり		
	全処理委託量	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	793t		
	(今後実施する予定の取組) 特別管理産業廃棄物を含めて、全ての産業廃棄物の排出の際には、日本産業廃棄物処理振興センターの電子マニフェストを使用しています。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

